

町田小川FC会則

平成24年 4月 1日

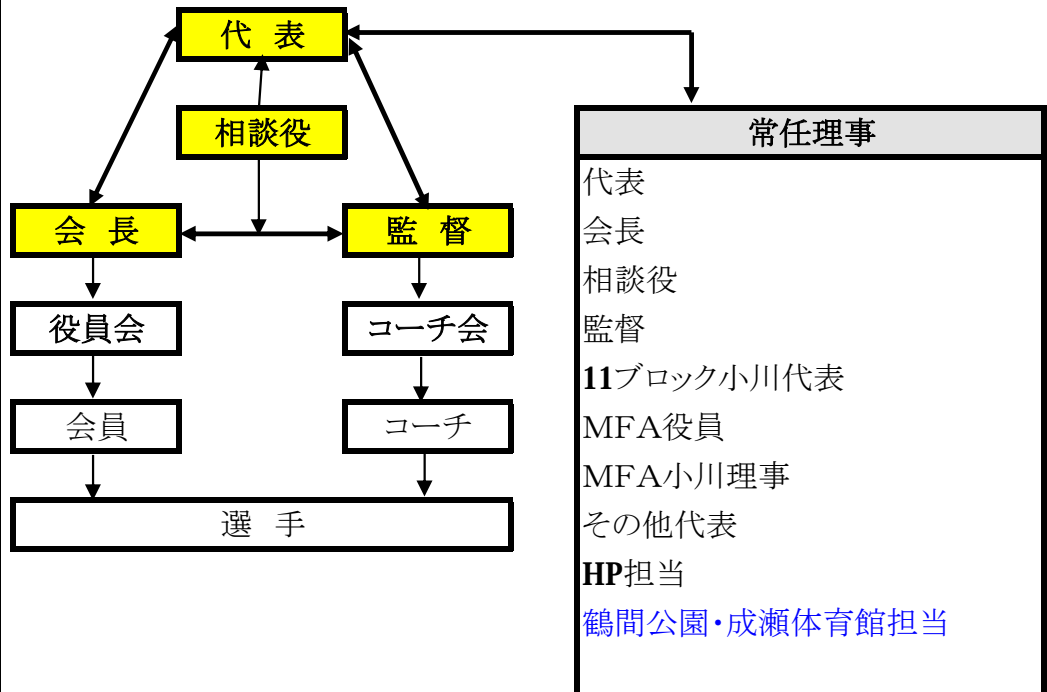
第1章 総則

第1条 (名称) 本会は町田小川FCと称する。

第2条 (組織及び資格) 本会は主に、町田市小川地区及びその近隣に居住、通学する少年とその父母、及び技術指導員(コーチ)を以って構成する。

第3条 (本部事務所) 本会は、構成する者の代表又は会長宅に、本部事務所を置く。

第4条 (組織図) 本会は、下記の組織とする。



*町田小川FCの組織は、代表、会長、監督と三位一体とし、その兼務はしない。

*MFAは町田サッカー協会の略称であり、以下MFAと表記する。

第2章 目的及び事業

第1条 (目的) 本会は、サッカーを通じ健全なる少年を育成することを主たる目的とし、サッカーの技術の習得、ルールの学習、スポーツマンシップの習得等とする。

第2条 (事業) 本会は目的達成の為に、下記の事業を行なう。

1. サッカーの定期練習及びルールの学習。
2. 技術の向上とスポーツマンシップの向上の為に、他チームとの交流試合
3. 地域社会の文化、体育向上の為に、各種大会への参加。
4. その他、目的達成の為に、必要な事業。

第3章 役員

第1条	(役員)	<p>本会には、次の役員をおく。</p> <ol style="list-style-type: none">1.代表2.会長3.相談役4.副会長5.会計6.会計監査7.広報8.学年リーダー9.サブリーダー <p>但し1.2以外の役員は、その兼務を妨げない。 但し、代表及び会長より、監督、コーチの参加要請がある場合は、参加をもって役員とする。 但し、監督、コーチは議決権を持たない。</p>
第2条	(役員任期)	<p>役員任期は、各1年とし、毎年3月の総会において改選されるものとする。 但し欠員を生じ補欠の為就任した役員任期は、前任者の残留期間とする。 代表任期は2年とする。但し2年後は役員会にて承認を得れば再任できる。 代表が任期満了となる年度には、原則として4年生または5年生の父母会員より、 次年度の代表を選出する。 若しくは、役員会にて承認を得れば会長経験者が就任できる。 会長の後任には、原則として4年生の父母会員より、次年度の会長を選出する。 会長は任期満了後、原則として相談役に就任する。任期は1年とする。</p>
第3条	(役員職務)	<ol style="list-style-type: none">1.代表は本会を代表し、本会の目的達成の為最高責任を負う。2.代表は、会長、相談役、監督と円滑に連絡をとり、会の案件を指向するように監理する。3.相談役は役員会およびコーチ会が円滑に運営されるよう監理する。4.会長は本会の事業遂行の為、日常の業務を処理する。5.副会長は会長を補佐し、必要ある時にはその業務を代行する。6.会計は本会の会計を処理し、会計に関する責任を負う。7.会計監査は会計の業務を監理し、審査する。8.広報は本会の活動に関する記録を行い、各機関の議事録を作成し監理する。9.学年リーダーは学年会の招集・運営を行い、各学年の活動及び連絡を円滑にする為、協力する。 学年内で会の運営に支障を来たす問題点が発生した場合、会長に速やかに報告する。10.サブリーダーは各活動を円滑にする為、学年リーダーを補佐し、協力する。
第4条	(役員選出)	<p>本会の役員は会員相互の投票によって、総会に於いて選出される。 選出の方法については別にこれを定める。</p>

第4章 常任理事

第1条	(常任理事)	本会には、次の常任理事をおく。 1.代表 2.会長 3.相談役 4.監督 5.11ブロック小川代表 6.MFA役員 7.MFA小川理事 8.その他代表 9.ホームページ担当 但し 1.2.3. 以外の常任理事は、その兼務を妨げない。
第2条	常任理事の任期	常任理事の任期は、各2年とし、毎年2月のコーチ総会において改選されるものとする。但し欠員を生じ補欠の為就任した常任理事の任期は、前任者の残留期間とする。 但し 2 年後は、コーチ総会にて承認を得れば再任できる。 但し、会長、相談役、 MFA 役員は除く。
第3条	常任理事の職務	1. 代表は、本会全体の運営を監理する。 2. 会長は、役員会及びコーチ会との運営を円滑に行なう為の業務を行う。 3. 相談役は、役員会及びコーチ会を監理し、本会の円滑な運営を計る。 4. 監督はコーチグループの代表とし、技術指導の為の計画と指示を行い、コーチ会を招集し運営する。 監督は、各コーチより選抜された選手の承認を行なう。 5.11 ブロック代表は 11 ブロック全体の大会の運営、代表及び会長への伝達及び東京都サッカー協会第 11 ブロック委員会と小川 FC のパイプ役をする。 6.MFA より要請があれば、小川 FC より MFA 役員を選出し輩出しなければならない。 7.MFA 理事は町田全体の大会の運営、会長への伝達及び協会と小川 FC のパイプ役をする。 8. その他代表は各種の大会の運営、会長への伝達及び協会と小川 FC のパイプ役をする。
第4条	常任理事の選出	本会の常任理事はコーチ総会の投票によって、選出される。 選出の方法については別にこれを定める。 但し、代表、会長、相談役、 MFA 役員は除く。
第5条	(HP担当の職務)	本会のホームページ担当者は、活動並びに広報、試合結果をホームページにのせ対外に活動を公開する。

第5章 機 関

第1条	(機 関)	本会には、次の機関をおく。 1.総会 2.役員会 3.常任理事 4.コーチ会 5.学年会・連絡会
第2条	(総 会)	総会は本会の最高議決機関であつて、父母会員及び技術指導者会員で構成する。但し、技術指導者会員には議決権はない。
第3条	(総会の種類)	総会は定期総会と臨時総会から成る。
第4条	(定期総会)	定期総会は、年に1回、3月に役員が招集し、次の事項を審議決定する。 1.各役員を選出 2.会則の制定、改廃 3.活動報告及び、予算の審議決定 4.会計報告及び、予算の審議決定 5.その他重要事項の審議決定
第5条	(臨時総会)	臨時総会は次の1つに該当するとき役員が招集する。 臨時総会は定期総会に準ずる事項を審議決定する。 1.役員会が必要と認めたとき 2.コーチ会必要と認めたとき 3.父母会員の3分の1以上の要求があつたとき
第6条	(総会の成立)	総会は、これを構成する者の2分の1以上の出席によって成立する。 但し委任状をもって議決権を行使することはできない。
第7条	総会の議事進行	総会の議事進行は、その都度選出された議長によって行なわれる。
第8条	(役員会)	役員会は、総会に次ぐ議決機関とし、目的達成の為の議決決定を行う。 役員会は、これを構成する者の3分1以上が必要と認められたとき、 若しくは代表、会長が、これを招集し、議決は出席役員の過半数による。 代表および相談役は会の監理を行い、会長が運営する。
第9条	役員会の成立	役員会の成立はこれを構成する者の3分の2以上の出席をもって成立する。

第10条	役員会の任務	<ol style="list-style-type: none"> 1.活動計画の作成 2.予算案の作成 3.各種大会への参加決定 4.その他特に必要と認められた事項
第11条	常任理事の任務 追加	<p>常任理事は、各協会、連盟の会議に出席し大会の運営、内容をコーチ会・役員会にて連絡する。</p> <p>但し、代理でもよい。</p>
第12条	(コーチ会)	<p>コーチは、本会目的達成の為に、技術指導を行い、事業の推進を計るとともに、下記(第4章第12条)に定めるコーチ会を構成する。</p> <p>コーチ会は、これを構成する者の3分1以上が必要と認められたとき、若しくは監督、代表、会長が、これを招集し、以下の決議を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.サッカーの技術習得に関する事項 2.ルールの習得及び改定に関する事項 3.交流試合、各種大会への参加準備に関する事項 4.その他総会、役員会、連絡会に委嘱された事項 5.常任理事からの連絡事項 6.各技術委員の派遣 7.各選抜選手の推薦 8.2月にコーチ総会を開催し、次年度の常任理事、並びに担当コーチの承認をする。
第13条	コーチ会の構成	<p>コーチ会の構成は、代表、会長、監督、常任理事、コーチ及びその他参加を申し出たものからなる。</p>
第14条	学年会・連絡会	<p>学年会・連絡会は父母相互の連絡を密にし、本会の円滑な運営の為適宜開催する。</p>
第15条	(学年会)	<p>学年会は、各学年父母の過半数の出席を以って開催する。</p>
第16条	(決 裁)	<p>各会の決裁は、出席者の3分の2以上をもって決裁とする。</p>

第6章 会 計

第1条	(経 費)	<p>本会の経費は、会費及びその他収入によって賄う。会費及びその他徴収した経費は一切返還しない。会費の額及び納入方法は役員会でこれを定める。</p>
第2条	(会費割引)	<p>2番目以降の兄弟について、入会金を100%免除とする。</p>
第3条	(慶弔費)	<ol style="list-style-type: none"> 1.本会会費からの慶弔費は会員及び、会員の親・兄弟とする。 2.本会会費からの慶弔費は技術指導員及びその親・配偶者・その子供とする。
第4条	(年 度)	<p>本会の会計年度は3月1日より2月末日とする。</p>

第7章 保安

第1条	(保 険)	本会委員は、怪我及び事故に備え、本会の定めるスポーツ保険に加入するものとする。
第2条	(請 求)	本会の会員は本会の目的達成の為に生じた事故について、前条に定める保険請求を除き、役員、父母会、コーチ会に対して何等請求しない。但し、当該事故が第三者によるものである場合はこのかぎりではない。
第3条	(協 力)	本会の父母会員は、会員の健康と安全のため、協力を惜しまない。

第8章 入会及び退会

第1条	(入退会)	本会の入退会は随時可能とし、入退会届けの提出による会員の自由意志とする。但し、再入会の場合は、特別の事情がない場合退会后3ヶ月の経過を要する。
第2条	(休 会)	会員が病気、怪我など止むを得ないと認められる理由により、1ヶ月以上の長期欠席をする場合には、休会とする。但し会費については、1日でもその月にかかった場合は引き落とされ、その翌日から免除となる。休会届けを月末までに提出の事とする。(休会の間の見学は可と認める)
第3条	(自動退会)	会員が無届により、3ヶ月以上の欠席をした場合には退会したものとみなす。
第4条	(会員の除名)	会員が次のいずれかに該当するときは、本会役員会およびコーチ会で協議、議決を経て、これを除名することができる。 1.本会の会則に違反したとき。 2.本会の活動を妨害する行為をしたとき。 3.本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。 4.その他、本会役員会およびコーチ会が会員として不適切と判断した者。

第9章 細 則

第1条	(謝 礼)	本会の技術指導員及び父母会員の協力に際しては無報酬とする。但し、特別指導員、協力者を本会員が招いたときを除く。
第2条	(選 出)	役員を選出は以下の手順に則り行なわれる。 1.立候補 2.推薦 3.立候補、被推薦者による選挙 4.選挙人は技術指導者及び父母会員とする。但し、総会を欠席した者、委任状を提出した者は除く。
第3条	(個人情報)	本会会員の個人情報は本会の目的達成以外での使用は行なわない。

第10章 付 則

第1条	(変更・改定)	本会則は総会の決議をもって変更、改定される。
第2条	(効 力)	本会則の改定後は平成24年 4月 1日より効力を発する。
第3条	(見直し)	本会則の改定後は平成24年 4月 1日より2年後に見直すものとする。